

## 海洋情報技術 第2回学習課題 p.1~8

教科書 p.1~8 をよく読むこと。その後このプリントを埋めなさい。

### ● 産業社会と情報技術

#### 第1節 情報化の進展と社会生活

私たちの生活は、物質、エネルギーそして情報によって支えられている。情報は、1\_\_\_\_\_、2\_\_\_\_\_、3\_\_\_\_\_、4\_\_\_\_\_などからなり、私たちが物事についての判断や、意思決定を行う際に役立つ知識や考え方を表している。物事を観察、計測することなどによって得られた一つ一つの資料を5\_\_\_\_\_といい、これに意味が加わると6\_\_\_\_\_となる。そして、情報が物質やエネルギーと同等あるいはそれ以上の価値を持つものとみなされ、それをもとにして機能、発展する社会を7\_\_\_\_\_という。

近年、私たちの生活を大きく変えた要因に、コンピュータの性能が上がったことによる8\_\_\_\_\_の向上、ネットワークとして一般的となった9\_\_\_\_\_の普及などがあり、これによって、10\_\_\_\_\_が飛躍的に上昇した。

気象・海象情報は、宇宙空間から観測する11\_\_\_\_\_、海上の船舶から観測する12\_\_\_\_\_、陸上から観測する13\_\_\_\_\_などがあり、これらによって観測されたデータは、14\_\_\_\_\_で処理し、気象庁や民間気象予報会社などに提供される。現在では、通信速度の高速化により、船舶情報を送受信することでお互いの船舶を識別することができる15\_\_\_\_\_が運用されている。人工衛星から位置情報を得て海図上に自船を表示する16\_\_\_\_\_システム(17\_\_\_\_\_)および通信システムなどが、船舶の運航に活用されている。

#### 第2節 情報化の社会的影響

デジタル化された情報は、アナログ信号に比べて18\_\_\_\_\_という特性がある。そのため私たちは、コンピュータを使ってデジタル化された情報を容易に、また大量に収集することが可能になった。コンピュータを利用した情報収集の手段として、最も一般的なものは19\_\_\_\_\_である。19にはマスメディア、官公庁や企業などから発信された膨大な情報が記録されているだけでなく、個人によって発信されるものも数多く含まれている。それらの中には、発信者の20\_\_\_\_\_や21\_\_\_\_\_、22\_\_\_\_\_を持った情報など、品質に問題のある情報があるので、必要な情報を効率よく収集しなければならない。インターネットを活用した電子商取引などでは、店員と客が直接顔を合わせることがないため、他人になりすまして取引を行う、という犯罪が起こる可能性がある。これらの犯罪には私たち不用意に発信してしまった個人情報(23\_\_\_\_\_ )が悪用

されることも多いので気を付けなければならない。

コンピュータのディスプレイに向かって長時間作業を続けたことにより、目や体や心に障害が出ることもある。これらの症状を総称して 24 \_\_\_\_\_ という。

● 情報モラルとセキュリティ

第1節 情報モラル

前節でデジタル化された情報はコピーしても情報が 25 \_\_\_\_\_ しないため、容易に正確な複製を作ることができる。そして最近では違法コピーによる 26 \_\_\_\_\_ の侵害が深刻な問題になっている。

特に音楽や小説等では意識的に、または無意識的に類似したものが作られ、盗作などの訴訟問題がしばしば起きる。これは作者に 27 \_\_\_\_\_ という権利があるからである。

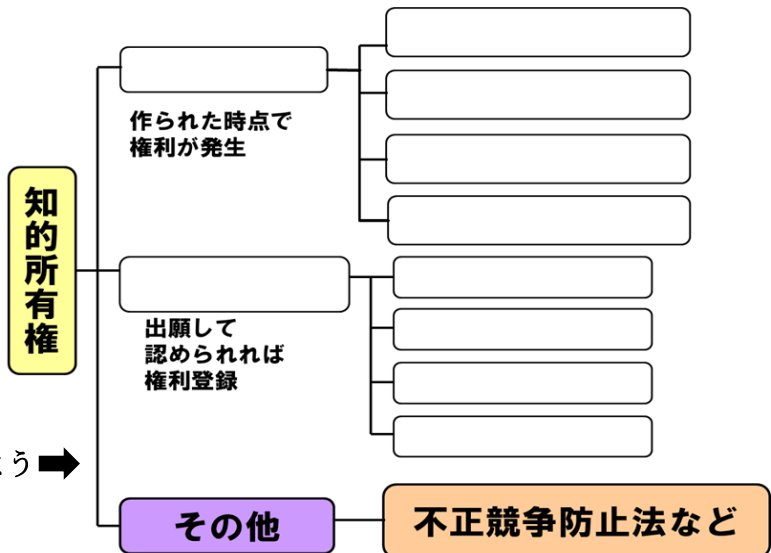
■ 知的所有権、著作権を国際的に保護するための条約

- 28 \_\_\_\_\_ (WIPO) 全世界の知的所有権の保護の促進を目的としている。
- 29 \_\_\_\_\_ 条約・・・登録をしなくても著作権を主張できる。  
→ ( ) 主義。加盟できる審査が厳しい。
- 30 \_\_\_\_\_ 条約・・・登録をしないと著作権を主張できない。  
→ ( ) 主義。加盟できる審査がゆるい。

■ 知的所有権

• 31 \_\_\_\_\_ 権  
人間の知的な創作活動により作り出された形のない「もの」を守るための権利。  
知的所有権は、著作権と産業財産権に大きく分けられる。

p.6を見ながら図を埋めよう ➡



■ 著作権

・ 著作者が自己の著作物の複製、翻訳、放送、上演などを独占する権利。著作物ができた時点で発生。原則として ( 32 \_\_\_\_\_ ) 後 50 年。

※映画の著作権の期間は公表から ( 33 \_\_\_\_\_ ) 年

1. 著作者人格権 → 著作物に対して発生する著作権の一部、著作者の人権を尊重し、保護する権利。

- ・(34) 権 公表の可否・方法・時期を決めることができる。
- ・(35) 権 氏名の表示の有無・実名匿名かを定めることができる。
- ・(36) 権 無断で改変されない権利

2. 著作権（財産権） → 著作物で発生する財産に関する権利。複数の権利を複合する形。

- ・（複製）権 著作物を印刷・写真・複写・録音・録画を複製する。
- ・（公衆送信権・伝達権） テレビ放送などを公衆に受信・伝達できる。
- ・（頒布）権 映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与)などする権利。
- ・（上映）権 著作物を公に上映する権利。

他にも・・・(貸与権 口述権 展示権 譲渡権 翻訳権 翻案権) などがある

3. 実演家人格権 → 著作隣接権の中では実演家についてのみ付与される権利。保護期間が死後も続く。他人に譲渡できない。

- ・(37) 権 氏名の表示の有無実名か匿名かを定めることができる。
- ・(38) 権 無断で改変されない。

※公表権に関しては、実演家は公表することが前提となるため、該当しない。

4. 著作隣接権 → 著作物を公衆に伝達する重要な役目を担う人に与えられる権利。財産権的な役割。

どのような人に与えられるか・・・

39 「 \_\_\_\_\_ 」 「 \_\_\_\_\_ 」 「 \_\_\_\_\_ 」 「 \_\_\_\_\_ 」

## ■ 産業財産権

- ・工業または産業に関わる製品の生産と消費を円滑に行う為の権利。
- ・権利を主張するためには（特許庁）に出願する必要あり。→（届出制）

1. (40) 権 有効期間：( ) 年。

新しい発明をした人に与えられる権利。新規性、進歩性を有するか否かの実体的審査がある。

2. (41) 権 有効期間：( ) 年。

既存の特許発明をより使いやすくする為のアイデアを保護し、使用する為の権利を与えるもの。新規性を確立する必要がない。「より便利になる工夫」

3. (42) 権 有効期間：( ) 年。

デザインを保護する権利。工業的に大量生産できることが条件。

4. (43) 権 有効期間：( ) 年 (44) 可。

産業財産権の中で最も強い。商品や役務（サービス）の提供・販売元を明確に、需要者に伝える為のしるしを保護する権利。

● 情報と著作権

近年は、コンピュータで検索できるデータベースやソフトウェアなどにも（特許権や著作）権が認められているため、無断でコピーや改変をするなどの行為はそれらの侵害となる。


一方でインターネット上に公表されている著作物や文書などを、私的使用の目的で複製する場合は、著作者の承諾は不要である。しかし、他人にあげるためにディスクなどにコピーするのは違反となる。また、他人が掲載している画像を利用して色を変えることや、部分的な編集をして送信や掲載することもできない。

承諾なしに著作物を利用できる特例

- |                     |
|---------------------|
| ① _____ な利用         |
| ② _____ での利用        |
| ③ _____ の引用         |
| ④ _____ を目的としない上演など |

最後に

お疲れ様でした。下にあるマークは全て著作権に関するマークです。それぞれがどのような意味を持つか調べてください。もしかしたらみなさんの身の回りの物にもあるかもしれません。ぜひ探してみてください。

マーク	意味	あなたの身近な実例
Copyright 		
登録商標 		
TradeMark TM		

自由記述欄（質問でも絵でも世間話でもご自由に）